

奈良県宅地造成審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県宅地造成審議会規則を廃止する規則

奈良県宅地造成審議会規則（昭和三十八年三月奈良県規則第七十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。